

令和3年2月1日（月曜日）

市議会議員の不当要求行為に関する調査特別委員会
議会会議室

出席議員

竹中隆一、川島淳良、常盤真功、蔭山敏明、
木村達夫、東影 昭、萩原唯典、妻鹿幸二、
今里朱美、宮本吉秀、谷川真由美、大西陽介、
牧野圭輔

開会

9時59分

協議事項

・前回の各委員からの要望事項への対応について

協議

9時59分

（委員長）

サンテレビ、関西テレビ、NHKからテレビ撮影の許可を求める申し出を受けているが、許可してもよいか。

（委員）

異議なし。

（委員長）

本日の委員会の一般傍聴席も、前回同様16席用意できている。一般傍聴の人数について、10人までという人数制限を撤廃し、16人までとしたいと思うが、どうか。

（委員）

異議なし。

（委員長）

1月21日に開催した委員会での各委員からの計7件の要望事項への対応についてであるが、それに加えて1月29日付の神戸新聞で、白浜系引八木地区対策協議会の問題が大々的に取り上げられている。

その点も含めて、正副委員長で対応案を検討したが、先に、正副委員長で協議した本委員会の方向性について考え方を述べたい。

まず、本委員会の設置は市が不当要求行為として認定した松岡議員の関与する2つの事案について、市民への説明責任を果たすため、真実の究明と今後の再発防止が大きな目的であると認識している。

前回の証人尋問により、2つの事案に対する真実の究明は進展したと思うが、一方で、松岡議員が関与し不適切であると疑義が持たれる事案が新たに露呈した。

しかしながら、この問題を本委員会で審査するには、当該事案を本委員会の調査項目として新たに議決する必要がある。また、当該事案は、いずれも一筋縄ではいかないものばかりであり、本委員会だけで、その問題点を整理し、事実確認等を進めることは、あまりにも非効率的で時間がかかり過ぎると思われる。

一方、議員と職員の関係においても、職員倫理条例における運用の不備や、職員を守るべき立場にある担当総務局職員と現場対応職員との間で、意識の乖離もあらわになっており、職員が安心して業務に専念できる環境にないことも判明している。

そのため、本委員会は今回の調査で判明した事項を基に、その対応の指針となる報告を速やかに行うべきと考えている。

よって、委員の皆さんからの要望事項については、所管課に調査依頼をかけることとするが、その調査結果に対しては、本委員会で議論するのではなく、より専門的、効率的に審査するため、その問題を所管する各常任委員会や本会議で徹底的に議論、調査していただきたい。

もちろん、審査の過程が必要であると判断すれば、その常任委員会に百条調査権を委任する、もしくは、新たに百条調査特別委員会の設置も視野に入れてはどうかと思う。

以上が正副委員長で協議した本委員会での方針であるが、委員の皆さんの意見はどうか。

（委員）

先ほど、常任委員会や特別委員会の話が出たが、新たに問題が生じた場合の議論は、今回のような百条調査委員会を設けるといふことか。

（委員長）

本委員会で調査できるのは議決を受けた2つの事案のみである。前回の委員会で、各委員からの

要望を聞いているが、調査対象外の事案も多く、本委員会で調査するには、本会議で調査事項を追加する議決手続が必要となる。ただし、そうなる時間がかかり、非効率的である。本委員会の調査事項である2件の真実の究明結果や今後の方針を早急に報告する必要があるが、本会議の初日に最終報告を目指しているが、各委員からの事案については、取り上げないということではなく、所管の常任委員会や本会議で議論を深め、必要に応じて、当該常任委員会に百条調査権を委任する、または、百条調査特別委員会を設置し、問題を整理し、審査をしてはどうかということである。

(委員)

本委員会で議論している2つの案件については、一定の結論を出し、市民に報告できる形で進めてほしい。新たな問題に関する議論は、全会派が、全ての常任委員会に、1人ずつ委員を配属できるわけではないので、特別委員会を設置することを要望したい。

(委員)

本委員会での調査が及ぶ範囲は理解するが、基本地図データ再構築及び道路台帳更新業務は、次期道路台帳システム計画策定業務委託の調査過程の流れの中で問題点を指摘した。また、地区協議会についても、業者と当該議員との関係の洗い出しという観点から意見を出したので、この2点については、本委員会で議論を深めてほしい。

(委員長)

本委員会の方向性については、先ほど説明したとおりであるが、次に、各委員からの要望に関する具体的な対応策を説明し、今後の進め方について議論したいと思う。資料を事務局に配付させる。事務局。

[資料を配付]

(委員長)

白浜糸引八木地区対策協議会の実態把握、及び工事技術検査室が所管する姫路市基本地形図データ再構築及び道路台帳更新業務プロポーザルへの松岡議員の働きかけ、白浜の土壌改良に関する設

計業務に触発し、松岡議員の口利きで委託業務の変更になったと思われる事案、副市長、都市局長及び松岡議員の東京出張については、所管課に調査依頼を行いたい。

次に、新中央卸売市場移転工事に絡む道路問題については、もう少し所管の委員会で当局を交えて議論し、問題点を抽出すべきであると思われるため、所管の委員会で対応していただきたいと思う。さらに、竹田証人から証言のあった別途1件の不当要求行為については、既に要望記録として作成し報告済みの案件であるため、当委員会が率先して調査することは差し控えたい。

また、元職員倫理課長の出席要請については、現職員倫理課長が元職員倫理課長から聞き取りを行い、本日の委員会に臨んでほしい旨を伝えているので、この後の総務局との協議の場で質問をされたい。

さらに、白浜糸引八木地区対策協議会については、当該協議会の発足が、報道によると平成30年7月とあるため、平成30年度から現在に至るまで、同地区において、入札・随契関係なしで、市が発注した全ての工事について、工事名、落札額、受注業者などが分かる資料を全庁調査でまとめることにしたい。

(委員)

姫路市基本地形図データ再構築及び道路台帳更新業務のプロポーザルに対する要望等を、松岡議員自身が当時の情報政策室と工事技術検査室に行っている資料を入手している。この点について、本委員会でどう判断するか方針を出してもらいたいと思う。さらに、当該資料で非公開情報となっている部分についても調査してもらいたい。

(委員長)

資料を確認しないと議論ができない。その資料を本委員会に提供してはどうか。

(委員)

資料を提供したい。

(委員長)

資料によれば、令和元年7月5日に、松岡議員が、

工事技術検査室に対して依頼を行っていることが認められる。これ以外の資料もあるかもしれないため、委員会として、担当課に調査依頼を行い、回答結果を見て、再検討したいと思うがどうか。

(委員)

了承する。

(委員)

所管の委員会というのは、具体的には経済観光委員会なのか。

(委員長)

建設委員会の所管もあると思う。次回定例会も近づいていることから、本会議や委員会で議論してもらいたい。なお、先ほどの工事技術検査室への働きかけについては、証人尋問における証言と食い違えば、偽証罪にも問われることになるため、次回の委員会できちんと議論したいと思う。

それでは、次回開催予定の2月8日の本委員会で調査結果を報告するため、提案どおり調査を依頼することでよいか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

それでは、そのように進めたい。

協議終了

10時22分

総務局

10時23分

報告事項説明

- ・職員倫理アンケート項目
- ・再発防止策に関する考え方

質問

10時30分

(質問)

職員倫理アンケートの回答率が100%でないのはなぜか。

(答弁)

アンケートは、局ごとにまとめているが、休職中の職員もいるため100%になっていないと思う。

(質問)

アンケート調査の完成はいつ頃になるのか。

(答弁)

現在、作業中であるが、2月をめどにまとめたいと考えている。

(質問)

アンケート調査結果は、公表されるのか。

(答弁)

公表できる部分については、公表したいと考えている。

(質問)

録音機能付き電話機は、現在、何台設置されているのか。

(答弁)

本庁舎で外線がつながる電話機は1,026台であり、録音装置の付いているものは132台である。割合で言えば、12.9%となる。

(質問)

元建設局長等が逮捕された際、専門家による再発防止策の提言がなされたが、その中にあった職員専用の携帯電話やICレコーダーの配布状況はどのようになっているのか。

(答弁)

携帯電話は行政管理課で配付しているが、現在、97台の携帯電話を職員に持たせている。ICレコーダーは、正確に把握していないが、昨年度調査で、約6割から7割の所属で保有していることを確認している。

(質問)

姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例（以下、「職員倫理条例」という。）及び同施行規則、並びに公益通報制度についても、同条例の徹底した理解と実践が必要と指摘されており、さらに、研修も単なる聴講ではなく、ロールプレイングによる実施など、具体的な指摘があったと思う。当時は、同条例について知らなかった職員も多かったと思うが、現在に至るまで、具体的にどのような取組を行ってきたのか。

(答弁)

職員倫理条例の理解実践については、年4回、各所属にテーマを与え、それぞれの職場内で議論する形のグループミーティングとして研修を実施し

ている。それ以外にも、課長研修等の場において、我々が講師として出向き、研修を実施している。

(質問)

不当要求行為のおそれのある行為の取扱いの再検討について、具体的に説明してもらいたい。

(答弁)

不当要求行為のおそれが、分類上、分かりにくいとの意見があるため、例えば3つの分類にして運用する等々、条例改正を含め考えていきたい。

(質問)

不当要求行為と不当要求行為のおそれの違いを説明してもらいたい。

(答弁)

不当要求行為は職員倫理条例第2条第4項で定義づけしている。暴行など、明らかに警察に通報したい場合は明確であるが、そこまで至らない場合の判断が困難となる。そのような不当要求行為と判断し難い事案については、不当要求行為のおそれというふうに分類し、フラグ立てして管理しているという状況である。

(質問)

一般市民からの不当要求行為は、その時点で面談を打ち切っているのか。

(答弁)

警察に通報するような事案は別であるが、途中で面談を打ち切っていないものもある。ケースバイケースと言うか、判断基準に一律の規定がないのが現状と思われる。

(質問)

要望と不当要求行為の2分類にされるのが本来の姿であり、その判断がし難い場合、職員倫理条例によれば、職員倫理審査会（以下、「審査会」という。）に諮問する流れになると思う。不当要求行為のおそれを3つに細分化してどうするのか。何かメリットがあるのか。

(答弁)

不当要求行為のおそれとしての種別は、平成29年に、要望に対する全件記録を行うことを決定した際、通常の利用とは違うが、不当要求行為に近

いものとして上げられるよう設けたものだ。当該種別事案は、年間20～30件発生しているが、一過性のものが多い。それらの事案を不当要求行為のおそれとしていても特に影響はないが、通常の利用でないものとして、管理できるメリットはある。なお、当該事案全てを、審査会にかけると非常に審査会の負担になるので、現在のところ考えていない。

(質問)

不当要求行為のおそれという形が、最終結論になることもあり得るのか。

(答弁)

そうだ。

(質問)

そうすると、一般市民と市議会議員の要望も同列の扱いとなるのか。線引きはないのか。

(委員長)

資料にある、市議会との今後の検討事項に、市議による不当要求行為のおそれのある事案が発生した場合の市議会への報告という項目もある。そのことも含めて説明されたい。

(答弁)

市議による不当要求行為のおそれ事案が発生した場合、議会に報告したいと考えているが、市議会議員という立場や姫路市議会議員政治倫理条例（以下、「議員倫理条例」という。）との整合性等もある。報告後は議会では対応してもらいたいと思うが、その点についても、今後議会と検討していきたい。

(質問)

これまでは、不当要求行為のおそれであれば、氏名は伏せられていたが、今後は議会に報告し、審査の対象になるということか。

(答弁)

市としての意向はそうであるが、取扱いについては議会と決めていきたい。

(質問)

前回の証人尋問で明らかになったが、次期道路台帳システム計画策定業務委託事案において、不

当要求行為として記録票兼報告書の決裁が完了していたものが、職員倫理課へ報告書が送付され、そこで、不当要求行為のおそれに判断種別が変更になったことに問題があると思う。今後も最終判断、責任は担当局なのか。総務局が一括して取り持つことはないのか。

(答弁)

当該事案は、総務局が相談を受けて建設局が決定したものであり、総務局としては責任を持って相談に乗っている。

(質問)

違和感を覚える。総務局は助言はするが、判断は担当局であり、関係ないと言っているように思える。当該事案においては、審査会の開催を助言したとの話もあったが、総務局が、審査会を開催すると判断すべきではなかったのか。

(委員長)

条例等の関係もあると思うが、職員倫理課が果たすべき役割や責任、例えば、決裁において合議あるいは供覧だけかなど、どのような形で決定権を持たせているのか、仕組みもきちんと説明されたい。

(答弁)

決裁上は、合議ではなく、各局決裁後に職員倫理課への報告という形になっている。当該事案は、市議会議員を相手方とする初めての事案であったため、建設局も迷いながら、不当要求行為として判断し、決裁を行ったと聞いていた。最終的には総務局も助言した中で、不当要求行為のおそれという形の判断となったが、総務局が決定に携わっていないということではない。

(委員長)

建設局の迷いとは、要望内容か、それとも市議会議員と職員の関係性のどちらか。

(答弁)

市議会議員と職員の関係性である。

(質問)

当該議員は、地元の事業を盾に取るような部分があり、特別扱いをされているようにも見える。

不当要求行為であるという結論を出すことにより、今後の市事業が簡単に進展しなくなるおそれがあり、市当局は不当要求行為のおそれと判断したという見方もできると思う。単に市議会議員というくりだけでよいのか。

(委員長)

総務局にこれ以上意見を求めても答えられない。その質問は証人尋問で行うべきで、今日の議論では好ましくないと思う。質問を変えられたい。

(質問)

平成28年の幹部職員の贈収賄事件を受けて、要望の全件記録等の流れとなったが、専門家の提言には、市議会議員が絡む要望であっても、改善するよう指示があった。その中で、現状のような問題が発生している。幾ら、よい言葉を並べても、本当に生かされているか疑義を持つ市民もいると思うがどうか。

(委員長)

実効性のある取組がなければ駄目であるという指摘と思う。

(答弁)

専門家の提言を受けて、様々な取組を行ってきたが、まだまだ職員に浸透していない点があるのは確かだと思う。そのため、市の取組や市議会への要望事項を資料に挙げた。特に、今回問題となったのは、市議会議員と職員の関係性であるが、例えば、面談時の録音、アポ取りのほか、面談時間も内容によるが、標準時間を決めての運用となれば職員としても非常に対応しやすくなると思う。

(質問)

市議会議員だけでなく、市職員に対する市民からの厳しい声もある。局長は、以前の本会議の質問で、当該事案について、審査会を開催しなかったことは不作為でないと答弁したが、今もその考え方は変わっていないのか。

(答弁)

現時点においても、不作為ではないと考えている。

(質問)

幹部職員に守ってもらえず、ややこしくなるだけだから、報告せずに黙っておこうという声も聞くが、どうか。

(答弁)

その点を一番心配しているが、その対策として、ルールづくりとその明文化が一番大事だと思う。この点については議会にも協力を仰ぎ、進めて行きたいと思う。

(要望)

一般市民からの不当要求もあると思うが、ほとんどが一過性であり、ほとんど受けることはないと思う。今回の事案は、予算の審議をカタにとって、委員会で今の事業を認めないような話を行っている。そのような状況を鑑みるに、市議会議員と職員の関係において、議員からの要望に対してはおそれの場合も含めて、特に厳しい具体的策を講じてもらいたい。

(質問)

このアンケート調査の趣旨と狙いは何か。また、アンケート内容は非常に起こり得る事案を正確に記載されているが、作成過程を説明してもらいたい。

(答弁)

審査会の意見等もあり、さらに、他都市の状況なども勘案した。また、先ほど局長からも説明があったとおり、市議会議員の皆さん方と検討する中で活用していきたい。

(質問)

記録票兼報告書の決裁が、担当者から上に上がるにつれて、不当要求行為や不当要求行為のおそれへの熱量が下がっていくように感じる。審査会にかけるとい判断基準をどこに置くのか。審査会で諮ると、判断が変わってくる事案も出てくるかもしれない、最終的に審査会にかけるとい必要がある事案が多く生じてくるかもしれないが、どのように考えているのか。

(答弁)

職員倫理条例上、審査会にかけるといものは、任命権者が不当要求行為であるか判断できない場合で

ある。一方、不当要求行為のおそれは、要望の中で不当要求行為のおそれと判断されたもので、別のものであると認識している。どういう事案を、審査会にかけるとい例示することはなかなか難しい。

今回の市議会議員からの不当要求行為のおそれ事案については、一旦は「不当要求行為のおそれ」と判断していたが、市議会議長から当該2件について、再審査の申入れがあり、再確認した結果、市としてやはり判断できないものと決定し、審査会にかけたとい経緯がある。

(要望)

これからの議論で、アンケート結果を活用していきたいとの説明であったが、ツールの使い方をしていきたいとも聞こえた。このアンケート結果を、再発防止の考え方の中に、どのように盛り込んでいくかが最も大事であると思うのでしっかりと取り組んでももらいたい。また、今回の状況も踏まえて、審査会との連携をどのように図っていくのか、しっかりと考えて取り組んでももらいたい。

(要望)

総務局は職員を守る立場であるということを確認してもらいたい。対応職員は、モヤモヤした気持ちで証人尋問に臨んでいたが、そういう気持ちになっていたのは、きっちりと対応できていなかったからだと思う。専門家による審査会でしっかりと答えを出すことが、職員の信頼にもつながると思う。再検討に向けた取組をしっかりと行ってもらいたい。

(意見)

運用についての具体的なマニュアルというか、その辺りに落ち度があったと思うし、最初は大丈夫とっていても、具体的な問題が発生してみると、課題があったのではないかというのが、今回の事案の問題点であると思う。

また、議会から申入れがなければ、対処できなかった点も一つの大きな問題である。議長のほうからの申入れであったが、創政会や共産党に対して、事前に何の相談もなく…。

(委員長)

今、関係ない。不規則発言を止めるように。

(意見)

申入れにより再度、検討することになったのは大きな課題の一つである。当局も再検討すると思うが、運用については今後も検討していく必要があると思う。

(要望)

結局、議員が不当要求をしなければ、このような事態にはならなかったのでは、議会としてもこの問題は大きいと思う。議会人は、市に対して要望や市民意見を伝えていく際、その伝え方も確認しないといけないと思う。また、市当局が問題視しているのは不当要求であるが、議会側が問題視しているのは、不当要求のおそれのある行為自体である。この取扱いについて、市当局と議会との間にギャップがあったと思うので、その辺りも明確にしていく必要があると思う。

市議会議員と職員の信頼関係がないと行政が回っていかないし、今回の事件を受け、議員の活動もある程度制約されるのはやむを得ないと思うが、制約の度合いが過ぎると、議会活動にも支障が生じる。そういった点も踏まえて、市当局と議会が十分に意見交換しながら、再発防止に向けて取り組み、市政の円滑な進行に関して議論していきたいと思う。

(委員長)

元職員倫理課長に関連する質問があれば、発言してもらいたい。

(質問)

次期道路台帳システム計画策定業務委託について、実際、どのようなやり取りがあり、記録票兼報告書の結果が変わる結果となったのか。

(答弁)

通常、相談は決裁が完了する前に受けるが、当該事案には当時の職員倫理課長も同席しており、当初は、不当要求行為に該当する可能性があることを認識していたとのことである。ただし、不当要求行為に該当するかは、冷静に検討する必要があるということで、担当課長と協議を重ね、意見をす

り合わせる中で、前例がなく、初めて判断することに慎重にならざるを得なかったということで、不当要求行為のおそれにとどまると判断したと聞いている。

(質問)

審査会を開催するよう助言を受けた職員もいたと思うが、その辺りの整合性はどうか。

(答弁)

協議の中で、当時の建設総務課長から第三者の意見を聞くのはどうかとの提案があり、職員倫理課としても同意した。ただし、審査会にかけることの妥当性について検討する中で、特定業者の除外を求める発言の仕方などから、不当要求行為のおそれにとどまると、最終的にみんなで判断したと聞いている。

(質問)

結果的に不当要求行為のおそれの判断が間違っていたわけであるが、その認識はどうか。

(委員長)

当時と現在の判断についての意見を述べられたい。

(答弁)

審査会にかけて、不当要求行為と認定されたため、当時の判断は間違っていたと思う。

(質問)

この結果をどのように受け止めているのか。

(答弁)

不当要求行為のおそれとしたことは、当時の状況下の判断としてはやむを得なかったのではないかと考えている。

(質問)

5年前の専門家の提言の一つに、幹部職員の職責に対する認識欠如等について厳しい指摘があったが、その指摘を受けて、幹部職員研修において、どのように反映しているのか。

(答弁)

新任課長研修の場では、総務部長が、また、新任係長研修においては、職員倫理課のほうで、それぞれ職責への認識について講義している。

(質問)

確認となるが、本委員会の調査事案は2件とも前市長のときに発生した事案なのか。

(答弁)

公園のフェンスの嵩上げ事案については、現市長である。

(質問)

審査会での結論が、当初の市の判断と異なっていたとしても、最終的結論は市長が出している。先ほど、当時は「不当要求行為のおそれ」という判断で正解であったというような答弁があったが、審査会が不当要求行為と認定したので、不当要求行為であるという論調はおかしくないか。

(答弁)

一連の流れの中で判断した、当時の「不当要求行為のおそれ」という決定が、議会の申入れを受けて、判断できないということになったため、審査会にかけることになり、その結果、審査会が不当要求行為と判断した。それを受けて、清元市長が改めて確認し、不当要求行為と認定した。

(質問)

つまり、清元市長自身が、不当要求行為と認定したからこそ、今の状況となっているわけである。責任の所在が曖昧となるような答弁はやめてもらいたい。

(委員長)

改めて、きちんと答弁されたい。

(答弁)

当時は、様々な状況を総合的に判断して、不当要求行為のおそれとしていたが、議員との関係性等々、いろいろな考慮があり、しっかり判断できなかったということである。

総務局終了

11時25分

協議

11時25分

協議事項

・次回委員会の進め方について

(委員長)

先ほど委員から提供いただいた資料が準備でき

たので、事務局に配付させる。事務局。

[資料は配布]

(委員長)

それとは別に、先ほど再発防止に関する考え方を当局より受けた。今後は議会運営委員会で議論を深めてもらいたいと思うが、意見があれば発言してもらいたい。

(委員)

市議会会議室等へのカメラの設置等とあるが、応接室にも設置となるのか。また、職員との面談時のみカメラを作動させるのか。

(委員)

面談内容を可視化する意味合いだと思うが。

(委員長)

一つの提案として受け止め、議会としても今回のことを教訓とするため、みんなで議論すればよいと思う。具体的な対応のルール化は、資料にも掲載されていない。しかしながら、我々の議員活動もあまり制限を加えられるのも好ましくはない。そのため、各会派に持ち帰り、会派内で議論し、市当局が一方的に決定するのではなく、議会と市当局で意見交換を行い、信頼関係を再構築するための手だてにすべきであると思う。本委員会としては、そういった議論を行うべきであるという方向性の提言を示すにとどめ、最終的には、議会運営委員会で決めてもらったかどうかと思う。各会派で大いに議論し、一歩でも二歩でも前進するよう議論を深めてもらいたい。

(委員)

議員倫理条例や不当要求に焦点を絞ったような、専門家による研修会の実施はできないのか。

(委員長)

パワーハラスメントだけでなく、いろいろなハラスメントがあるが、研修会の実施は市当局からの提言にもある。そういったことをこれから議論して行ってもらいたい。

(委員)

本委員会として、ここまで細かいものはともかく、最終報告の中で提言するのか。

(委員長)

そう考えている。

(委員長)

今回の委員会では、担当課にかけた調査結果を皆さんに配付することとしたい。また、竹内弁護士に本件事案の音声データや反訳書、証人尋問などを踏まえて、本市議会及び本市の各条例や刑法への抵触等について、まとめた意見書の提出も依頼しているので、提示できると思う。

そこで、今回は、最終報告に盛り込むべき骨子案について協議するとともに、本日の委員会の結果を踏まえて、我々議会としてもどう対応すべきか、皆さんの意見を受けて、まとめる方向に入っていきたいと思う。

(委員)

本委員会の所管外事項については、調査結果が出た後で再検討するのか。

(委員長)

各委員から貴重な意見が出ているので、調査するが、その結果に基づく追及や検討は、それぞれ所管の委員会や本会議で行ってもらいたい。その中で、さらに問題が出れば、所管の委員会に百条調査権を委任する、もしくはもう一度違う特別委員会を設置して議論するのか、それは今後の展開によると思う。

私一存の提案ではなく、みんなの意見を聞いて、今後の方向性を決めたいと思う。ただし、2月議会もまもなく始まるので、本会議や委員会で大いに議論することが大事であると思う。

また、当初、本委員会の開催は、次回を最終日と考え、日程調整していたが、さらにもう一回開催する必要があると思う。2月16日か17日に開催したいと思うがどうか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

それでは、今回は2月8日（月）の午前10時に開催するが、2月16日（火）の午前10時に、もう一回開催し、原案のようなものを提示の上、まとめに

入りたいと思う。

(委員)

松岡議員から次期道路台帳システム計画策定業務委託の関する尋問において、業者からの依頼の話の中で、公明党県会議員である野口氏の名前が出たが、それについて、本市公明党は、市議会議員はもちろん、会派として一切関知していないので、その点はご了承願いたい。

閉会

11時34分